平成２２年（フ）第８５号
奈良県橿原市久米町738番地仲川ハイツ102号
債務者　木間　信一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
奈良県橿原市今井町３丁目12番４号
債務者　井上美智代
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番21―303号
債務者　山田　貴子（旧姓多川）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
奈良県北葛城郡王寺町舟戸２丁目4190番地の１―103号
債務者　芝本　恵巳
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
三重県伊勢市小俣町明野323番地４
債務者　寺田　誠二
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第７号
山口県山陽小野田市大字鴨庄35番地33
債務者　山下　祐也（旧姓藤永）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４８号
山口県山陽小野田市大字小野田2427番地１
債務者　佐々木　純
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結

平成１８年（フ）第４１８号
山口県美祢市大嶺町奥分3220番地
破産者　村田　昭夫
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第４１９号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘１丁目23番８号
破産者　株式会社まるとら
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１６５９号
宮城県多賀城市山王字山王二区54番地の３
破産者　株式会社カーマウンテンキング
1　破産債権の届出期間　平成22年４月22日まで
2　一般調査期日　平成22年６月１日午前11時15分
平成22年３月23日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９７５号
高知市横浜新町５丁目103番地
破産者　有限会社リスキー
1　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
2　一般調査期日　平成22年６月22日午前11時30分
平成22年３月24日　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３５号
佐賀県佐賀市若宮２丁目１番17号、従前の住所佐賀県佐賀市若宮２丁目１番15号
破産者　武富　邦博
1　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
2　一般調査期日　平成22年６月24日午後２時30分
平成22年３月18日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６３０号
北海道旭川市東旭川町東桜岡233番地の１
破産者　佐々木康行
1　破産債権の届出期間　平成22年５月13日まで
2　一般調査期日　平成22年６月３日午後４時
平成22年３月24日　旭川地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第３５５号
佐賀県佐賀市久保田町大字新田3071番地66
破産者　山田　里恵（旧姓田代）
1　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
2　一般調査期間　平成22年４月26日から平成22年５月７日まで
平成22年３月15日
佐賀地方裁判所民事部破産係

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０６９号
東京都港区六本木４丁目11番４号
清算株式会社　株式会社ＩＷＤ東亜熊本
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第１号
福島県会津若松市材木町２丁目８番18号
再生債務者　株式会社会津二丸屋
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　福島県会津若松市追手町３番16号一之丁ビル　会津鶴城法律事務所　弁護士　小池　達哉
平成22年３月23日
福島地方裁判所会津若松支部

平成２２年（再）第４０号
東京都台東区松が谷２丁目７番14号
再生債務者　株式会社ベベ東京
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区揚場町１番21号飯田橋升本ビル　松田法律事務所　弁護士　松田　隆次
平成22年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第４１号
千葉県市川市福栄２丁目１番１―703号
再生債務者　竹内　志郎
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区揚場町１番21号飯田橋升本ビル　松田法律事務所　弁護士　松田　隆次
平成22年３月19日
東京地方裁判所民事第20部